

平成21年度

住民参画型事業自主企画運営生涯学習講座

「よしおか手作り講座」

講師募集

～あなたも講師になってみませんか！～



住民の皆さまが講師となり、受講生と一緒に運営する講座「よしおか手作り講座」の講師を募集します。ジャンルは問いません。あなたのもっている知識や特技を活かして、講座を作ってみませんか？

▼講師対象 町内または近隣に在住・在勤の人（免許・資格の必要はありません）

▼講座の内容 ジャンルは問いません（ただし原則として生涯学習に関する内容とし、特定の政党・宗教・企業などの営利に関わるものや、営業による塾・教室などへの生徒勧誘を目的とした講座は対象外とします。）

▼講座の運営 講師と受講生で行います。

▼指導料 受講生参加費が講師指導料になります。（受講者の参加費は各講座開催回数に関係なく、1講座につき1,000円とします。）

▼企画内容 様式は自由ですが、次の内容を必ず明記してください。（必要な人は教育委員会の窓口にあります）

①講座名 ②講座内容 ③受講対象者および募集人数 ④受講者負担金（材料費など） ⑤カリ



キュラム（開催回数・希望日時〔7月～平成22年3月までの間〕） ※なお、1教室はおおむね2時間程度 回数に制限はありません。⑥開催希望会場⑦講師プロフィール（住所、氏名、生年月日、職業、電話、ファックス、メールアドレス）

▼申込期限 4月10日（金）

▼申込・問合せ先 教育委員会事務局生涯学習室
〒370-3692
吉岡町下野田560
☎54・3111（内線596）
FAX 55・5933

児童館

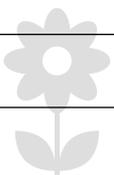
■開館時間

月～金曜日 午前10時～午後5時
土曜日 午前10時～午後3時

3月17日(火)	午前 10:30～	2、3歳児あつまれ！
18日(水)	午後 4:00～	みんなであつろう！

★英語あそび 午前 10時30分～ 金曜日午前
3月6日(金)・13日(金)

★えくぼクラブ 午前 10時30分～
3月6日(金) お別れ会



くらしの便利帳

お知らせ

「群馬県臨床研修合同ガイダンス2009春」開催

県内のすべての臨床研修病院が参加した合同ガイダンスを開催します。医学生の人には、先輩研修医の体験談などを直接聞くことができます。

▼期日 3月15日(日)
▼時間 午前10時～午後4時
▼会場 群馬県庁（前橋市大手町1丁目1-1）
281、291会議室

▼対象 県内の臨床研修を希望する医学生

▼参加費 無料

▼申込方法 電話・ファックス・メール

▼申込・問合せ先 県庁医務課医師確保対策室
☎027・226・2540
027・223・0531
FAX 027・223・0531
✉imuka@pref.gunma.jp

春休み特別企画

「法務局見学会」

法務局では、小学校(5、6年生)・中学校や高校の児童・生徒の皆さんに、身近にある法務局がどのような仕事をしているのかを知っていただくため、春休み期間中、次の通り職場見学会を開催します。社会見学、総合学習の一環としてぜひご利用ください。
〔高校生を対象とした職場見学会〕

▼期日 3月27日(金)

〔小学生(5、6年生)・中学生を対象とした職場見学会〕

▼期日 3月30日(月)

共通事項

▼時間 午前10時～正午
午後1時～3時

▼申込期日 3月19日(木)

▼申込・問合せ先

前橋地方法務局(担当 深代)

☎027・221・4466



裁判員制度の本格施行を控えて

裁判員裁判の審理について

冒頭手続

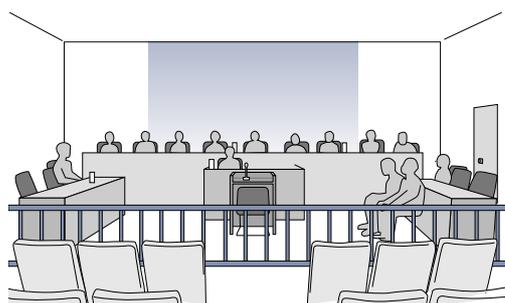
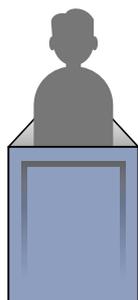
裁判長が被告人の氏名などを確認し(人定質問)、検察官が起訴状を朗読します(起訴状朗読)。

次に裁判長が、被告人に話したくないことは話さなくてもいいことなどを説明し(黙秘権等の告知)、被告人・弁護人が起訴状に書かれている事実について言い分を述べます(罪状認否)。

証拠調べ手続

検察官が、証拠によって証明しようとする具体的な事実関係を主張し、弁護人も被告人の立場から具体的な事実関係を主張します(検察官・弁護人の冒頭陳述)。

次に、事件に関係する証拠物や証拠書類、証人を取り調



べます。被告人からも話を聞きます(証拠の取調べ)。

弁論手続

弁論手続では、検察官が事件についての意見と、被告人に与えるべきと考える刑を述べ(論告・求刑)、最後に弁護人や被告人が事件についての意見を述べます(弁論・最終陳述)。

裁判員制度についての情報

は、裁判員制度ウェブサイト

(<http://www.saibanin.court.s.go.jp/>)にも掲載されています。ぜひご覧ください。

▼問合せ先 前橋地方裁判所

総務課庶務係

☎027・231・4275

(内線512)

ダガーナイフをお持ちではありませんか？

警察では、このようなナイフの引き取りを行っています。



銃刀法が改正され、平成21年1月5日からダガーナイフなどの諸刃のナイフは所持が禁止になりました。

既に所持している人は、平成21年7月4日までに、最寄りの警察署に提出するなどの措置をお願いします。それ以降も所持を続けると、不法所持になりますので注意してください。

● 銃刀法改正 新たに規制の対象となる刃物は次のとおりです。

刃渡り5.5cm以上15cm未満の柄を付けて用いる左右均整の形状をした諸刃の鋼質性の刃物で先端部が著しく鋭いもの。

問合せ先 渋川警察署 ☎23-0110 吉岡町交番 ☎54-2301